

1.新本庁舎建設における工事順序の考え方

新本庁舎建設にあたって、基本構想より高層棟を残しながらの建設工事となることが決定しています。そのため、下記のような工事順序を念頭に置き、今後の設計にて工事順序の検討を行います。

(1) 工事順序の考え方

① 現本庁舎内の仮移転先の設備改修他

現本庁舎内にて低層棟・議会棟の仮移転先となる部分の改修を行い、先行解体に向けて議会棟・低層棟の仮移転を行います。

② 現本庁舎低層棟・議会棟・噴水広場等を解体

現本庁舎低層棟・議会棟・噴水広場等の外構の先行解体を行います。

③ 1 期工事：敷地南側に新本庁舎を建設

④ 現本庁舎高層棟及び北側駐車場を解体

⑤ 2 期工事：敷地北側に駐車場・低層部・外構を整備

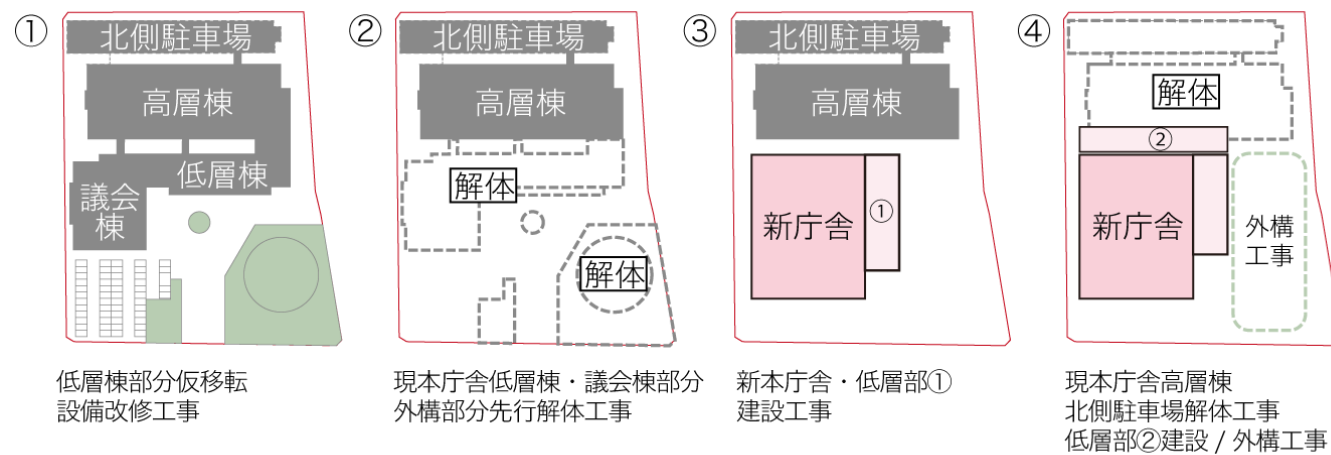


図 8 - 1：工事順序の考え方（イメージ図）

※新本庁舎の位置（西側配置）や形状はイメージ例として示しています。

2.新本庁舎における駐車場の考え方

前回の検討委員会で市役所敷地内の駐車場整備に関して敷地内北側の利用方針等のご意見を頂戴しました。そこで敷地内に整備する駐車場台数及びその運用に関する考え方の整理を行いました。

(1) 公用車（市職員が使用する自動車）の考え方

本庁舎敷地内における駐車場の計画について、下記の通り検討しました。公用車の台数は現状の本庁舎内における公用車、また市営二日町駐車場をはじめ、各分庁舎等に現状配置している台数を根拠とし、**200 台と算定しました。**（今後カーシェアリング検討等を踏まえ、必要台数等は精査する予定。）

公用車は新本庁舎の地下駐車場へ駐車することを基本とします。

(2) 来庁者用駐車場の考え方

将来の人口高齢化による自家用車利用の減少、自動運転技術の進展によるタクシー等民間交通サービスの充実、通信技術の進展による行政手続の電子化・手続の簡素化で庁舎内窓口を要する案件の減少、等を勘案すると自家用車による市役所来庁者数は将来的に徐々に減少するものと推測されます。

本市の都心のまちづくりの方向性として、歩行による回遊性のある都心部を目指していくことから、**市役所の利用は公共交通機関での来庁を促進することとします。**そのうえで、身体の不自由な方、高齢者等の多様な方々への配慮を念頭に置き、来庁者用駐車場を新本庁舎にアクセスしやすい、**地上駐車場とすることを基本とします。**また、青葉区役所に訪れる来庁者利用も考えた台数を検討します。

(3) 来庁者用駐車場の配置場所について

来庁者用駐車場は、現本庁舎・北側駐車場解体後に敷地内北側に配置することとします。また、敷地内南北通り抜け動線の確保等の観点から、敷地内北東側に平場（大規模な工作物等を設置しない空間）を確保する必要があるため、**来庁者用駐車場は敷地内北西側への配置を基本として検討します。**

(4) 来庁者用駐車場における有料化の検討

敷地内の駐車場のうち、市民が利用する来庁者用駐車場は市役所周辺の有料駐車場との公平性の観点や本市の公共交通機関利用の促進の観点から有料化の検討を行います。

現状では駐車場利用時間は 1 時間以内を目安としていますが、料金は無料であるため長時間駐車している状況も見受けられます。駐車場利用時間、駐車場の料金設定、周辺の民間駐車場の需給バランスなどを勘案し、敷地内の来庁者用駐車場の**有料化により、来庁者用駐車場台数の適正化を図ります。**

(5) 来庁者用駐車場の方式について

現在、敷地内北側に配置する来庁者用駐車場は駐車場方式と駐車台数を並行して検討しています。来庁者用駐車場は来庁者の安全性・利便性確保の観点から**自走式を基本とします。**

今後市営勾当台地下駐車場との機能的連携の可能性も踏まえ、整備コストや駐車場台数の合理化等を比較検討し、**自走式立体駐車場または平面駐車場の選択を行います。**（※障害者駐車区画は平面駐車場内に整備予定。）

表 1：来庁者駐車場の方式による比較

方式	メリット	デメリット	コスト比較（※）
平面駐車場	・コストが最も安い ・閉庁時でも利用しやすい	・設置台数によっては、土地の利用効率が低い ・歩車分離が図りにくい	—
自走式立体駐車場	・歩車分離が図りやすい ・土地の利用効率が最も高い ・閉庁時でも利用しやすい	・コスト増	+約 3 億円
地下駐車場（地下 2 階）	・歩車分離が最も図りやすい ・土地の利用効率が最も高い	・大幅なコスト増 ・閉庁時の管理が難しい	+約 23 億円
地下駐車場（地下 3 階）	・歩車分離が最も図りやすい ・土地の利用効率が最も高い	・大幅なコスト増 ・閉庁時の管理が難しい	+約 31 億円

※平面駐車場のコストをベースとし、来庁者用駐車場を 150 台と仮定した場合の概算のコスト算出

(6) 駐輪場の考え方

「仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」における附置義務自転車等駐車設置の対象となることから、新本庁舎には条例で定める規模の駐輪場確保が必須となります。条例上の台数を踏まえた上で、新本庁舎に設置する駐輪場の台数等の考え方を下記のとおり検討しました。

●職員用駐輪場区画数

職員用駐輪場区画数は、新本庁舎に集約する各庁舎の現状の職員の通勤手段の状況を踏まえ、職員用駐輪場区画数は下記通勤者数を参考とし、自転車・バイク等合わせて、約400台を基本として整備します。

表2：現状の職員の通勤手段の状況（H31.2月1日現在）

庁舎名	自転車 通勤者数（人）	バイク・原付 通勤者数（人）	合計
本庁舎	175	50	225
北庁舎	24	7	31
上杉分庁舎	38	15	53
表小路仮庁舎	18	3	21
二日町分庁舎	5	1	6
二日町第二仮庁舎	10	5	15
二日町第三仮庁舎	7	0	7
二日町第四仮庁舎	14	1	15
上杉仮庁舎	2	0	2
錦町庁舎	2	0	2
合計	295	82	377

●来庁者用駐輪場区画数

来庁者用駐輪場区画数は、需要等を踏まえ今後必要台数を精査します。来庁者用駐輪場における放置自転車防止等の措置を図るため、有料化の可能性を視野に入れた駐輪台数を検討することとします。